

住安第 3053 号  
平成 25 年 8 月 7 日

各指定確認検査機関の長 様

静岡県くらし・環境部  
建築住宅局建築安全推進課長



建築基準法に基づく中間検査を定める静岡県告示の再指定について (通知)

日頃より建築行政に御協力いただきましてありがとうございます。

静岡県では、建築基準法に基づく中間検査の特定工程及び特定工程後の工程を定める静岡県告示について、対象建築物等の見直しを行い、新しい告示を 8 月 6 日に公布しました。この新しい告示は、10 月 1 日 (施行日) 以降に確認申請又は計画通知を提出する建築物から適用されます。

つきましては、中間検査を定めた静岡県告示第 667 号を添付しますので、申請者等への周知をよろしくお願いします。

※ 県内特定行政庁 5 市 (浜松市は指定済) においても、再指定を予定しております。  
詳細については、各特定行政庁にお問い合わせください。

担 当 : 建築確認検査班  
電 話 : 054-221-2819  
F A X : 054-221-3567

- ・新告示第 667 号
- ・新旧対照表
- ・新告示の概要

については、県HPからPDFファイルをダウンロードできるようになっていますので、下記アドレスを参照ください。

[https://www2.pref.shizuoka.jp/all/file\\_download1030.nsf/pages/176C4A73BCBF180849257380002A46AF](https://www2.pref.shizuoka.jp/all/file_download1030.nsf/pages/176C4A73BCBF180849257380002A46AF)

建築確認検査室のページにも上記アドレスへのリンクがあります。

(静岡県HPのトップ画面で“建築確認検査室”を検索していただき、建築確認検査室のページの更新一覧の中間検査告示をクリックしてください。)

## 建築物の中間検査

平成 25 年 10 月 1 日より『中間検査の対象建築物』が変わります。

### 1 区 域

静岡県全域（静岡市、浜松市、沼津市、富士市、富士宮市及び焼津市を除く）

※ 静岡市、沼津市、富士市、富士宮市、焼津市においても中間検査の再指定が行われます。  
内容については各市にお問い合わせください。（浜松市は指定済）

### 2 適用時期

平成 25 年 10 月 1 日以降に確認申請書・計画通知書を提出した建築物に適用されます。

なお、平成 25 年 9 月 30 日までに確認申請書・計画通知書を提出した建築物は従前（H20 静岡県告示第 604 号）のとおりです。

### 3 中間検査を行う建築物

#### (1) 対象建築物

	新 告 示 (H25 静岡県告示第 667 号)	旧告示からの変更点
対象建築行為	○ 新築、増築、改築	変更なし
対象建築物 (新築・増築・ 改築に係る部 分が右記に該 当するもの)	○ 階数が3以上で、かつ、床面積の合計が 1,000 平方メートルを超えるもの	倉庫、工場及び自動車車庫の用途に供するものの除外がなくなりました。
	○ 一戸建て住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿若しくは児童福祉施設等（入所する者が使用する寢室を有するものに限る。）又はこれらとその他の用途を併用するもの。  ただし、床面積の合計が 60 平方メートル以下の増築又は改築を除く。	入所する者が使用する寢室を有する児童福祉施設等が追加されました。  増築に加え改築も 60㎡以下のものは対象外となりました。

#### (2) 適用除外

	新 告 示 (H25 静岡県告示第 667 号)	旧告示からの変更点
適用除外	○ 仮設建築物	計画通知の除外がなくなりました。

静岡県告示第667号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。

なお、平成20年7月25日付け静岡県告示第604号（建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定）は、平成25年9月30日限り廃止する。

平成25年8月6日

静岡県知事 川勝平太

1 中間検査を行う区域

静岡県の区域のうち、法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町の区域を除く区域

2 中間検査を行う建築物

一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分が次のいずれかに該当するもの。ただし、法第85条の適用を受けるものは除く。

(1) 階数が3以上で、かつ、床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの

(2) 一戸建て住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿若しくは建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）

第19条第1項に規定する児童福祉施設等（入所する者が使用する寝室を有するものに限る。）又はこれらとその他の用途を併用するもの。ただし、床面積の合計が60平方メートル以下の増築又は改築を除く。

3 中間検査を行う建築物の構造並びに特定工程及び特定工程後の工程

次の表のとおりとする。

中間検査を行う建築物の構造	主要な構造が木造	主要な構造が鉄骨造	主要な構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造	主要な構造がプレキャスト鉄筋コンクリート造	その他の構造
特定工程	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事	鉄骨造の部分において、初めて施工する階の建方工事（一戸建て住宅については、屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事）	2階の床（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	2階の床版（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）の取付工事	屋根工事
特定工程後の工程	構造耐力上主要な軸組を覆う内装工事及び外装工事（屋	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、内装工事及び外装	2階の床（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）及びこれを支持するはりに	2階の床版（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）と壁の相互を接合する部	外装工事又は内装工事

	根ふき工事を除く。)	工事（屋根ふき工事を除く。）	配置した鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事	分を覆う工事	
--	------------	----------------	-------------------------------	--------	--

備考 この表において主要な構造とは、1の構造の場合はその構造とし、2以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうちその床面積の合計が最大のものをいう。ただし、その最大のものが2以上となる場合は、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主要な構造とみなす。

#### 附 則

この告示は、平成25年10月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以降に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物及び法第18条第2項の規定により通知する建築物について適用する。ただし、施行日前に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定により確認の申請書が提出された建築物及び法第18条第2項の規定により通知する建築物については、なお従前の例による。

建築基準法第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、

特定工程及び特定工程後の工程を定める静岡県告示

新旧対照表

静岡県くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課建築確認検査室

新 旧 対 照 表

新 告 示

現 告 示

静岡県告示第604号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。

なお、平成17年11月29日付け静岡県告示第1300号（建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定）は、平成20年9月30日限り廃止する。

平成20年7月25日

静岡県知事 石川 嘉延

- 1 中間検査を行う区域  
静岡県の区域のうち、法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町の区域を除く区域
- 2 中間検査を行う期間  
平成20年10月1日から平成25年9月30日まで

- 3 中間検査を行う建築物  
次に掲げる建築物であつて、新築、増築又は改築のものという。ただし、法第18条又は第85条の適用を受けるものは除く。

- (1) 階数が3以上で、かつ、延べ面積が1,000㎡を超える建築物（倉庫、工場及び自動車庫の用途に供するものは除く、以下「中規模以上の建築物」という。）
- (2) 一戸建て住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿（その他の用途と併用するものを含む。以下「住宅」という。）

ただし、増築の場合は、住宅の用に供する増築部分の床面積の合計が60㎡を超えるもの。

- 4 中間検査を行う建築物の構造並びに特定工程及び特定工程後の工程  
次の表のとおりとする。

静岡県告示第667号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。

なお、平成20年7月25日付け静岡県告示第604号（建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定）は、平成25年9月30日限り廃止する。

平成25年8月6日

静岡県知事 川勝 平太

- 1 中間検査を行う区域  
静岡県の区域のうち、法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町の区域を除く区域

- 2 中間検査を行う建築物

一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分が次のいずれかに該当するもの。ただし、法第85条の適用を受けるものは除く。

- (1) 階数が3以上で、かつ、床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの
- (2) 一戸建て住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿若しくは建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第19条第1項に規定する児童福祉施設等（入所する者が使用する寢室を有するものに限る。）又はこれらとその他の用途を併用するもの。

ただし、床面積の合計が60平方メートル以下の増築又は改築を除く。

- 3 中間検査を行う建築物の構造並びに特定工程及び特定工程後の工程  
次の表のとおりとする。

現 告 示

(1) 中規模以上の建築物及び住宅（一戸建て住宅を除く。）

中間検査を行う建築物の構造	主要な構造が木造	主要な構造が鉄骨造	主要な構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造	主要な構造がプレキャストコンクリート造	その他の構造
特定工程	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事	鉄骨造の部分において、初期の施工する階の建方工事（一戸建て住宅については、 <u>屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事</u> ）	2階の床（地上階の1の階数は、屋根床版）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	2階の床版（地上階の1の階数は、屋根床版）の取付工事	屋根工事
特定工程後の工程	構造耐力上主要な軸組を覆う内装工事及び外装工事（屋根ふき工事を除く。）	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、 <u>内装工事及び外装工事（屋根ふき工事を除く。）</u>	2階の床（地上階の1の階数は、屋根床版）及びこれを支持するはりに配置した鉄筋をコンクリートにその他これに類するもの覆う工事	2階の床版（地上階の1の階数は、屋根床版）と壁の相互を接合する部分を覆う工事	外装工事又は内装工事

新 告 示

中間検査を行う建築物の構造	主要な構造が木造	主要な構造が鉄骨造	主要な構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造	主要な構造がプレキャストコンクリート造	その他の構造
特定工程	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事	鉄骨造の部分において、初期の施工する階の建方工事（一戸建て住宅については、 <u>屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事</u> ）	2階の床（地上階の1の階数は、屋根床版）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	2階の床版（地上階の1の階数は、屋根床版）の取付工事	屋根工事
特定工程後の工程	構造耐力上主要な軸組を覆う内装工事及び外装工事（屋根ふき工事を除く。）	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、 <u>内装工事及び外装工事（屋根ふき工事を除く。）</u>	2階の床（地上階の1の階数は、屋根床版）及びこれを支持するはりに配置した鉄筋をコンクリートにその他これに類するもの覆う工事	2階の床版（地上階の1の階数は、屋根床版）と壁の相互を接合する部分を覆う工事	外装工事又は内装工事



② 住宅（一戸建て住宅に限る。）

<p>中間検査を行う建築物の構造</p>	<p>主要な構造が木造</p>	<p>主要な構造が鉄骨造</p>	<p>主要な構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造</p>	<p>主要な構造がプレキャストコンクリート造</p>	<p>その他の構造</p>
<p>特定工程</p>	<p>屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事</p>	<p>屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事</p>	<p>2階の床（地上階の1の場合、屋根床版）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事</p>	<p>2階の床版（地上階の階数が1の場合、屋根床版）の取付工事</p>	<p>屋根工事</p>
<p>特定工程後の工程</p>	<p>構造耐力上主要な軸組を覆う内装工事及び外装工事（屋根ふきを除く。）</p>	<p>構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、内装工事及び外装工事（屋根ふき工事を除く。）</p>	<p>2階の床（地上階の階数は、屋根床版）及びこれを支持するはりに配置した鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事</p>	<p>2階の床版（地上階の階数が1の場合、屋根床版）と壁の相互を接合する部分を覆う工事</p>	<p>外装工事又は内装工事</p>

(注) 主要な構造とは、1の構造の場合はその構造とし、2以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうちその床面積の合計が最大のものをいう。ただし、その最大のものが2以上となる場合は、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主要な構造とみなす。

**附 則**

この告示は、平成20年10月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以降に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物について適用する。ただし、施行日前に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定により確認の申請書が提出された建築物については、なお従前の例による。

**備考** この表において、主要な構造とは、1の構造の場合はその構造とし、2以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうちその床面積の合計が最大のものをいう。ただし、その最大のものが2以上となる場合は、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主要な構造とみなす。

**附 則**

この告示は、平成25年10月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以降に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物及び法第18条第2項の規定により通知する建築物について適用する。ただし、施行日前に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定により確認の申請書が提出された建築物及び法第18条第2項の規定により通知する建築物については、なお従前の例による。